

主税局都民の声窓口に寄せられた都民の声(令和6年12月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	2	5	1	0	915	1	924

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例(令和6年12月分)

▶ (都民の声) 都税事務所で手続をしたいのですが、どこの都税事務所に行けば良いですか。

(回答) 税金の種類により、所管する事務所が異なります。所管事務所の一覧につきましては、以下のページにてご確認ください。

なお、以下のページにて各事務所名をクリックすると、各事務所の所在地や交通手段、駐車場の有無等もご確認いただけます。

また、都税事務所へ来所することなく、郵送やインターネット等でお手続ができる仕組みもございますので、是非ご利用ください。

都税事務所等一覧

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho#L1>

都税事務所等一覧> 来所せずにお手続が出来ます

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/raicyou>

▶ (都民の声) 1月1日をまたいで住宅を建て替える予定ですが、住宅の敷地に係る税額は変わりますか。

(回答) 1月1日時点で住宅の敷地となっている土地(住宅用地)は、特例措置により固定資産税・都市計画税が軽減されています。

1月1日時点で既存の住宅を取り壊した場合、新たに住宅を建築中または建築予定の土地であっても、原則として特例措置は適用されません。そのため、前年度よりも税額が高くなる可能性があります。

例外として、申告により一定の要件をすべて満たすことを都税事務所で確認した場合には、住宅用地の軽減措置が継続して適用されます。

特例要件や申告の方法について、詳しくは以下をご覧ください。

(住宅用地の特例について)

税金の種類> 不動産と税金> 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/real_estate/kotei_tosi#ko_02_02

(住宅を建て替える土地の特例措置について)※上記ページ内PDF

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/tax/tatekae_annai

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝・評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。